

第23期 第22回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

平成31年4月26日

伊予市農業委員会

# 第 23 期

## 第 2 2 回定例農業委員会総会議事録

平成 31 年 4 月 26 日（金）午後 1 時 30 分から、伊予市農業振興センターにおいて第 2 2 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者	農業委員	18名
	農地利用最適化推進委員	3名
	事務局	局長
		次長
		係長
		係長

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 76 号	平成 31 年度農用地利用集積計画（第 1 号）について	1 件
議案第 77 号	農用地利用配分計画（案）について	1 件
議案第 78 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	6 件
議案第 79 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	2 件
議案第 80 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	3 件

第 3 報告第 60 号	農地法第 4 条の規程に基づく届出について	1 件
報告第 61 号	農地法第 5 条の規程に基づく届出について	1 件
報告第 62 号	農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について	2 件
報告第 63 号	農地使用貸借解約通知について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より平成31年度第22回4月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号10番 ○○ ○○ 委員、11番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第76号 平成31年度農用地利用集積計画(第1号)について

#### ■議案第77号 農用地利用分計画(案)について

議長

議案第76号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について」、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして、

議案第77号「農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)について」、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので続けて事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の申請がありました。

#### 1番

利用権の設定を受ける者（借り手）	松山市	公益財団法人	○○	○○
利用権を設定する者（貸し手）	稲荷	○○	○○	
利用権設定地	稲荷	畑		
権利の種類	使用貸借権	設定		

契約期間 平成 31 年〇月〇日～〇〇年間  
作付け予定作物 果樹  
続きまして

事務局

今回 1 件の申請がありました。

**1 番**

権利の設定を受ける者（借り手） 松野町 〇〇 〇〇  
権利を設定する者（貸し手） 松山市 公益財団法人〇〇 〇〇  
権利設定地 稲荷 畑  
権利の種類 使用貸借権設定  
契約期間 平成 31 年〇月〇日～〇〇年〇〇ヵ月  
作付け予定作物 果樹

事前に〇〇さんから〇〇で認定された「農業経営改善計画認定書」の写しの提出がありましたのでお配りしています。

以上です。

議長

議案第 76 号、第 77 号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

貸し手の〇〇さんは、お父さんが亡くなってから〇〇年以上耕作をしていなくて、なんとか維持管理はしていましたが物は作ってなく、事務局から〇〇さんが果樹をしたいということで、広い面積があればいいということで、〇〇さんの畑は広くて、日当たりもよくていいです。稲荷でも畑を借りてくれる人がいないので、良い条件かなと思いますので紹介したら話がまとまりました。よろしく申し上げます。

議長

〇〇の方で農業をされていますが、地区外の方ですので、本日本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

〇〇から来ました〇〇と申します。現住所は〇〇です。農繁期でご多忙の中大変失礼します。今度圃場を利用権の設定をしましてお借りします。作付け作物は果試28号のみかんです。現在は原木椎茸の栽培、水稻栽培、ゆず、栗を〇〇と〇〇で行っています。伊予市に土地をお借りした理由といたしまして、親族が松山に居住していまして、もし貸していただける農地があれば借りて作付けしていきたいと思っていました。2、3年後に法人化を考えていまして、現在は親族で運営していますが、特に林産物である原木椎茸の拡大に力を入れています。親族が〇〇で柑橘栽培をしておりまして、提携してやっていきたいと思ひます。以上です。

〇〇委員

すでにご存知かと思ひますが、果試28号は施設で作っていただく、うちの組合としましては申し合わせをしています。〇〇aの面積を確保されていますが、遠からず施設を建設する予定ですか。

〇〇さん

簡易式の施設を設置しようと思ひています。〇〇の〇〇支所の担当の方にも具体的な作付け方法などを今から承る予定です。基本的なことは、〇〇の果樹試験場や柑橘栽培をしている親族からおおむね土地ごとの性格があるので、地元の方にと伺っています。

〇〇委員

昨年、〇〇で栽培している方が、あちこち〇〇人くらいいますが、〇〇で農林水産大臣賞を〇年ぐらい前にとられた方の園を見せていただきました。その方も〇〇の水田跡へ果試28号を植えて立派に経営されています。

私が言いたいのは、このへんでも水田跡に植えている方は多いのですが、水田跡に高い畝を作るには田の土を使わずに真砂土をもってきて投入して畝を作ることによって、樹勢も強くなりますし、糖度もクリアすると〇〇の方は思われています。この方は高齢ですが、一輪車で運んで、圃場を作られた方です。そういう生産事例がありますので、そこは研究されて、ただ簡単に重機をもってきて、田の土で畝を作るということではなくて、できれば、これから糖度の問題をクリアしないとお金にならない競争の激しい時代に入ってきますので、ぜひ研究されて、取り組んでいただけたらと思ひます。

〇〇委員

販売ルートはどのようにお考えですか。

〇〇さん

〇〇での品質があえば、〇〇さんに販売をお願いしようと思ひております。

〇〇委員

ということは、当然〇〇になるということですか。

〇〇さん

〇〇の申請はさせていただいています。それに伴う資材、肥料、消毒も全部〇〇さん  
にお願いしようと思っております。

<新規就農者退室>

議長

議案第76号、第77号につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
議案第76号、第77号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案第76号、第77号について承認いたします。  
続きまして、3ページを開いてください。

## ■議案第78号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第78号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農  
業委員会の承認を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

譲渡人	下三谷	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字走り出	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人) 農作業従事困難		
	(譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類等	売買による所有権移転		
借受人の作付予定作物	米		

主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業用自動車
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

- 第1号 効率的に営農すると認められない場合
- 第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合
- 第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合
- 第4号 農作業に常時従事すると認められない場合
- 第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合
- 第6号 また貸しするおそれがある場合
- 第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます  
以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは高齢で、ご主人を亡くされています。〇〇さんは体力的に病弱なため耕作が困難であります。譲受人の〇〇さんはまだ若くて、お父さんも農業をやっておられるので、規模を拡大して農業をやっていききたいということです。よろしく願います。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

## 2番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷字道中寺 田		
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人) 耕作者への譲渡 (譲受人) 耕作地の購入		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・季節野菜		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、耕耘機		
労働力	常時2人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人は、お父さんの代から農地を貸してしまして、小作を解消するために〇〇さんに譲渡することにしたということです。よろしくご審議お願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして事務局の説明をお願いします。

### 3番

譲渡人	兵庫県明石市	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷字末法 田		



譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 農地管理困難 (譲受人) 経営規模拡大
権利の種類	贈与による所有権移転
譲受人の作付作物	ピーマン・インゲン・みかん
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業用自動車
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは現在兵庫県に住んでいまして、農地の維持管理が困難であります。〇〇さんと〇〇さんは兄弟ということで、〇〇さんは財産分与で農地をもらい、管理困難ということで、〇〇さんは経営規模の拡大ということでお考えのようです。ご審議お願いします。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

#### 4番

譲渡人	東温市	〇〇	〇〇
譲受人	双海町大久保	〇〇	〇〇
申請地	双海町大久保字石ノ久保	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		

申請理由	(譲渡人) 譲受人の要望 (譲受人) 経営規模拡大
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	野菜・果樹
主な農機具の保有状況	トラクター、農作業自動車2台、防除機、草刈機
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんは、〇〇で〇〇としてお勤めでして、双海町に帰って農業をするお考えはないようです。娘さんもいますが、〇〇へ勤務ということで、農業はまったくしないということです。お父さんとお母さんで農業をされていましたが、お父さんが数年前に亡くなられて、〇〇歳を超えているお母さんが1人双海町で生活をしているご家庭でございます。この〇〇㎡の畑については、〇〇さん専業農家でございますが、〇〇さんの農地に挟まれた状態の小さい園地でございます、譲っていただいて1つにして管理していきたいということで、お願いしましたところ快く承諾をいただいたので、このような運びになりました。よろしく申し上げます。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いいたします。

## 5番

譲渡人	稲荷	〇〇	〇〇
譲受人	上吾川	〇〇	〇〇
申請地	稲荷字池田	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農業経営困難	
	(譲受人)	農地経営拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	水稻・びわ		
主な農機具の保有状況	トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機2台、農作業自動車、耕耘機、バインダー		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは現在〇〇をしまして、農業には熱心な人ではなく、譲り渡す田においても何も作っていない状態です。譲受人の〇〇さんは上吾川の人ですが、稲荷と隣合わせの地域でして遠くないです。〇〇さんも次男が跡を継ぐということで近所に分家住宅を建てています。〇〇さんはかなり農業を熱心にやられています。よろしくお願ひします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

## 6番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	稲荷	〇〇	〇〇
申請地	稲荷字明見前 田		
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人) 営農困難		
	(譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・麦・レタス・枝豆・野菜		
主な農機具の保有状況	耕耘機、トラクター2台、田植機、コンバイン、乾燥機3台、防除機		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんは、松山市に住んでいまして農業をやっていない人です。現在の農地も譲受人の〇〇さんが借り受けて長年作っている状態です。高齢化で処分したいという形で、話がまとまったようです。〇〇さんは、〇〇さんと一緒に百姓をやっています。以上です。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、5ページをお開きください。

## ■議案第79号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第79号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

議案79号の1番と次ページの議案80号の1番にある隅田妙子さんは一体利用地としてそれぞれ4条、5条の案件を同時に説明いたします。

### 1番

申請人	森	〇〇	〇〇
土地所有者	森	〇〇	〇〇
申請地	森	字藏地	田 外1筆
転用目的	農家住宅用進入路		

続いて次ページの議案80号1番ですが、

譲渡人	森	〇〇	〇〇
譲受人	森	〇〇	〇〇
申請地	森	字藏地	田
転用目的	農家住宅用進入路		
権利の種類等は	所有権移転		

平成30年9月の総会にて農振除外の議案として承認された案件になります。

申請人は、現在農業を行っており、老朽化した農家住宅を建替えるべく手続きを行う際に、農家住宅を建てるには、進入路が狭く建築できないことがわかり、申請地を農家住宅の一体利用地として進入路とするため、転用申請に至ったものであります。

申請地は、森の〇〇集落に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断され原則転用できませんが、今回の申請地は集落に近いため、例外規定の農家住宅を建築する場合の集落接続に該当し転用可能になります。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長

地元委員として補足説明いたします。

議案79号の1番については、自己所有地を進入路のために転用ということと、議案80号の番号1については、進入路を確保するために購入して転用しようとするのでございます。農振地であったのですが、9月の総会で農振除外にて承認されましたので、今回既存の道路と併せて進入路を確保するということですので、ご審議をお願いします。

議長

議案79号番号1、議案80号番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案79号番号1、議案80号番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

議案79号番号1、議案80号番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

## 2番

申請人	中山町中山	〇〇	〇〇
土地所有者	中山町中山	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	畑	外2筆
転用目的	植林		

申請人は、父親が高齢のため耕作が難しくなったことと、関係法規に対する認識不足のため、昭和〇〇年～昭和〇〇年の間に植林をしたということです。森林組合の間伐事業の利用に際し、関係法令に違反していることを認識し、周辺の山林と一体化しているため農地としての復旧は難しく、転用の申請に至ったものであります。

申請地は、中山町中山の〇〇集落の南側に位置し、10ha未満の生産性の低い農地であり第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

事務局の説明のとおり登記は、畑になっているところに、所有者の〇〇さんが植林されていまして現在山林になっていますので、地目の変更ということになります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

## ■議案第80号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第80号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

### 2番

譲渡人	上吾川	〇〇	〇〇
譲受人	内子町	〇〇	〇〇
	内子町	〇〇	〇〇
申請地	稲荷字池ノ内	田	
転用目的	分家住宅		
権利の種類等	使用貸借権		

平成30年10月の総会にて農振除外の議案として承認された案件になります。

申請人である夫婦は子供〇人と〇〇の借家で生活しておりますが、子供の成長により現住居では手狭になったこと、また今後農業後継者として、本拠を構えるにあたり妻の父所有の農地に建築する話がまとまり転用許可申請に至ったものであります。

申請地は稲荷の〇〇集落に位置し宅地等が混在した所であり、10ha未滿の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供すること

が見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれが無いと認められます。  
以上です。

議長

番号2につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

父である〇〇さんの所有地で上吾川の方ではなかなか住宅にする土地がなかったということで、稲荷の農地を選んだということです。上吾川方面は下水が通っていない場所になるので、ここなら下水も通っているので住宅を建てるには適当ということで、申請したということです。よろしくお願いします。

議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3の事務局説明をお願いします。

貸渡人	大平	〇〇	〇〇			
借受人	下唐川	〇〇	〇〇株式会社	〇〇支店	〇〇	〇〇
申請地	大平字小野	田	外1筆			
転用目的	露天資材置場（一時転用）					
権利の種類等	賃貸借権					

申請人である、法人は、〇〇工事として、伊予市の〇〇設置に関わる工事の一部である双海町における工事を〇〇から受注し、工期終了が平成〇〇年の長期工事に着手するために準備をしています。

工事着手にあたり、取り扱う建設資材の大きさが大きいものが多く、また数量も多いため広い範囲の資材置場が必要になり、工事現場付近で土地を選定しましたが、工事現場を含む周辺の土地が狭く、資材置場を確保できません。そこで、選定範囲を広げて長期間、広い面積を一時的な仮資材置場として利用できる土地を選定した結果、必要な面積を満たす土地として当該農地を選定し、所有者との話もまとまったため、転用申請に



至ったものであります。

申請地は大平の〇〇集落の西側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号3につきましては地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

この農地ですが、〇〇のすぐ隣になります。〇〇の影響で結果的に日当たりが悪く、水はけが悪い場所で、遊ばしている状況でありますので、ご検討よろしく申し上げます。

議長

番号3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号3につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

## ■報告第60号 農地法第4条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第60号「農地法第4条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

### 1番

申請人	下吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	下吾川	〇〇	〇〇
届出地	米湊字大下	畑	

転用目的            住宅用地

議長

報告第60号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして8ページをお開きください。

### ■報告第61号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第61号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

今回1件の届出がありました。

#### 1番

譲渡人	下吾川     ○○ ○○
譲受人	伊予郡松前町 株式会社○○
届出地	下吾川字北西原 畑
転用目的	分譲宅地拡張
権利の種類等	所有権移転

以上です。

議長

報告第61号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして9ページをお開きください。

### ■報告第62号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について

議長

報告第62号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

**1番**

貸出人	松山市	〇〇	〇〇
借受人	大平	〇〇	〇〇
届出地	大平字大南	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条	賃貸借権設定	

**2番**

貸出人	双海町上灘	〇〇	〇〇
借受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
届出地	双海町上灘	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	賃貸借権設定	

議長

報告第62号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

報告事項ですので、続きまして10ページをお開きください。

**■報告第63号 農地の使用貸借解約通知について**

議長

報告第63号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回1件の届出がありました。

**1番**

貸出人	神戸市	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	双海町上灘	畑	外3筆
解約事由	解除の通知		
権利の種類等	農地法3条 使用貸借権設定		

議長

報告第63号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

## ■その他

お見舞金について事務局より報告あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 平成31年5月31日(金曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センター  
を開催予定としております。

以上で、第22回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第22回4月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後2時25分 閉会)